

議会の動きをみなさまにお伝えします

加西市議会だより



将来進みたい分野で活躍されているゲストスピーカーの方との交流を通じ、自分の進路について幅広く考える機会となりました。

生活困窮世帯等児童への一時金支給条例の制定 (P2~3)

- 質疑 (P2)
- 委員会審議 (P3~5)
- 議会基本条例検証 (P8)
- 一般質問 (P11~15)

2

2019
NO. 158

12月定例会で提案された議案に対し、4名の議員が質疑を行い、不明確な点を問い、説明を求めました。主なものを紹介します。

議案第94号～第99号 指定管理者の指定について



松尾 幸宏 議員
(自民の風・誠真会)

問 公共施設の指定管理者が決定したが、応札業者の状況と現在の指定管理者からの変更があったのかお聞きする。

答 市民会館、都市公園、古法華自然公園研修施設は、現在の指定管理者のみの応募でした。史跡公園は2社の応募がありましたが選考の結果、現在の指定管理者に決定しました。また加西市体育協会が指定管理者である体育施設とランドマーク展望台及び社会福祉協議会が指定管理者である善防園については、地域の公共

的な団体を特定し指定しており随意契約となっています。

問 今回、指定管理の期間が3年間から5年間になったが、メリット、デメリットについて。

答 総務省の資料では約6割以上の施設が5年間の指定管理期間となっています。事業者にとり5年間の方が、長期的な事業計画の安定性が確保され応募しやすい効果があり、管理者のノウハウの充実や創意工夫により市民サービスの向上がより期待されます。デメリットは5年間新規参入がないことです。

問 古法華自然公園研修施設について、以前一般質問で、約1万2,000人の利用者のうち、市内の利用者が約1割というキャンプ場の有料化を提案したが、今回の入札において検討されたか。

答 受益者負担の原則は承知していますが、施設の整備、人員体制を含めた経費の増加により、市の持ち出しになる可能性があり今回は見送りました。

問 加西市体育協会の指定管理においては、過去3年間の評価点がプラス5点という素晴らしい評価になっている。施設利用者のお大半が協会の関連団体で、利用者、管理者の利用環境について意思疎通が円滑にできていると考える。他の施設においても市内の団体、市内業者を指定管理者にするのが重要と考えるが。

答 市民の財産である公共施設を、市内の事業者や公共的な団体に管理運営していただくことは理想的と考えます。今後、活躍が本格化していくふるさと創造会議が、指定管理の担い手となっていただくことも望んでいます。

議案第90号 加西市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第91号 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について



三宅 利弘 議員
(21政会)

<議案第90号>

問 該当する方への周知方法について。

答 総合的な相談窓口は、危機管理課を考えています。警察や市役所における、さまざまな相談の中で、対象の方をつないでいただき、情報提供していただくことを考えています。

問 認定基準及び認定方法について。

答 申請できる範囲は、直接の被害者や被害者の家族、遺族などが対象となりますが、範囲

が広がるため、優先順位を決めたいと考えています。また認定方法は、医師の診断書、警察への被害届など客観的に判断できる資料を添付していただき、市が調査し認定していくことを考えています。

問 支援後のケアについて。

答 この条例は、被害に遭われた直後の支援を想定していますが、その後の支援も大事であると考えます。一定生活が安定した後は、個別に既存の施策でのケアにつなげるよう考えています。

<議案第91号>

問 条例制定の動機について。

答 これは市長と職員の思いがうまく融合したもので、十数年前、前橋市でタイガーマスク

の主人公を名乗って、ランドセルを児童養護施設に送る活動をされた方がいました。10年間続けられました。個人の活動には限界があり、思いを行政へ働きかけ、前橋市長がその思いを酌み取り、タイガーマスク運動支援事業が始まりました。これに市長が共感し加西市版タイガーマスク運動支援事業を検討するよう指示が出ました。一方担当課では、生活困窮世帯が高校へ進学する際、金銭的に十分補えないという相談を何度となく受けていたことで、高校入学一時金支給事業も実施したい思いがあり、条例制定を目指しました。

問 支給金額の算定基準は。

答 生活保護では、高校入学者の一時扶助として6万3,200円を支給しており、均衡を図るため、この8割程度に設定しました。

上程された議案は、それぞれ所管の総務常任委員会と建設経済厚生常任委員会に付託し、審議を行いました。

給料減額

議案第 89 号 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成 30 年 11 月 16 日開催の市主催行事において、市長が開会時刻に遅刻し、多くの関係者や参加者に迷惑をかけ、市政への信頼を失ったことに対する責任として、平成 31 年 1 月 1 日から同月 31 日までの 1 ヶ月間、市長の本則給料月額を 10 分の 1 減額するもの。

本則給料月額 893,000 円
減額後の給料月額 803,700 円

問 市長が行事の開会時間に遅れたのは、公務によるものだったのか。

答 会場への道中も公務に該当し、その公務中に遅れているということも言えますが、今回、実際遅れたのは、道中の渋滞により時間がかかったということではなく、事務方の調整ミス、あるいは意思の疎通が十分にはかれていなかったことが、原因であると考えています。

討論【反対】 その場で誠意をもって謝罪すればよいことであり、給与をカットするまでもなく、再発防止に向け、襟を正して職務を行うということのほうが大事である。事務処理ミスの本気で是正することに力を注いで欲しい。

討論【賛成】 給与カットすることが、必ずしもよいとは言いがたいが、一定のけじめをつけ、次の再発防止に向かうことには賛成する。

犯罪被害者支援

議案第 90 号 加西市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪等の被害者、その家族又は遺族が地域社会の中で再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、市、市民、事業者の責務を明確にするとともに、支援に係る基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等を総合的に支援する地域社会の形成を図ろうとするもの。

【概要】

- ・相談窓口の設置
- ・支援金の支給
- ・日常生活、居住、就業の支援

問 犯罪のケースは、さまざまに想定されると思うが、どのような案件に適用されるのか。

答 適用する案件として、殺人、または 1 ヶ月以上の入院を必要とする重傷病に対し支援するとしているが、DV 等の特定侵害行為についても、相談に応じていきたいと考えています。

問 国の法律と県条例で適用されている方を対象とするのか。

答 国や県においても支援策が講じられているが、支援を受けられるまで時間がかかるため、その間を市でタイムリーに支援していくことを考えています。

問 被害者にとって、その後のフォローとして心のケアが重要になってくるが、相談等の体制はどうなっているのか。

答 医療機関、警察、学校等関係機関と連携し、それぞれのサービスへつなげていくことを考えています。

生活困窮世帯等児童支援

議案第 91 号 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について

加西市内の生活困窮世帯等の児童が就職又は進学するにあたり、既存の公的援助だけでは新生活の準備費用の捻出が困難な状況である場合に、その児童の生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、児童の自立の促進を図るため一時金を支給することについて必要な事項を定めるもの。

【概要】

- ・就学援助が必要な児童が中学校卒業時に就職又は進学するとき 5 万円
- ・児童養護施設等に入所中の児童が自立生活を送るとき 15 万円

問 就学援助が必要な児童への高校進学時の一時金の金額の根拠について。

答 生活保護世帯との均衡を取るために生活保護費の一時扶助費の 8 割程度としました。また公立高校に進学した際、実際に必要となる費用について調べたところ、制服や体操服などの費用も含めると年間で 12 万円弱となりますが、入学料、学年費、生徒会費、PTA 会費など入学時に必要な合計額が 5 万円以内であったことから、この支給金額を決定しました。

問 他の表現を用いた名称の検討はなかったのか。

答 当初は群馬県前橋市が行っているタイガーマスク運動支援事業の加西市版を検討し、前橋市や著作権者等にタイガーマスクの名称の使用の了解を得ました。しかし加西市とのゆかりが余りないことや、前橋市の事業である施設入所者の自立時の支援だけでなく、加西市では中学校卒業後の進学等への支援も行うこととしたことから、同じ名称の使用は馴染まないと考えました。また新しい制度であり、分かりやすい方がよいと考えました。

史跡公園

議案第 92 号 玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

条例の題名を「玉丘史跡公園」から「加西市史跡公園」に改め、新たに笹塚公園を追加しようとするもの。

【概要】

名称：笹塚公園

位置：加西市北条町古坂7丁目 217 番地

問 笹塚公園の名称では、後々古墳の存在が希薄になってしまうのではないかと。

答 笹塚公園は都市計画公園であり、名称を統一するほうが市民にとって分かりやすいと考えました。また古墳の形がわかるように整備しており、古墳公園であることを理解していただけると考えます。

問 他の古墳の整備について。

答 史跡整備計画では長期計画としてあげていますので、将来的に整備していきたいと考えています。

指定管理

加西市では、サービスの向上と経費の節減を図るため、一部公共施設の運営管理を民間事業者にて委託しています。

指定管理の期間満了を迎える施設について、公募を行い審査の上決定した指定管理者の指定について、議会の議決を得ようとするもの。

議案第 94 号 指定管理者の指定について (加西市民会館)

指定管理者	株式会社 ケイミックスパブリックビジネス
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	2 億 7,766 万 8,000 円 (5 年間：税込)

問 指定管理者のインセンティブ評価について。

答 事業計画の達成度や、利用者の満足度など 60 の評価項目を総合的に判断し、5 段階で評価しています。

問 企業の規模による有利性はあるのか。

答 企業規模の大小ではなく、企業の取り組み体制が評価につながってくると考えます。

問 耐震改修を行うコミュニティセンターの管理運営体制について。

答 指定管理の範囲としては全体で改修の部分を除くものではなく、指定管理者は使用料の減少や光熱費の減少など、収入と支出を総合的に判断し、事業計画を立て応募されています。



加西市民会館

議案第 95 号 指定管理者の指定について (加西市体育施設、加西市ランドマーク展望台)

指定管理者	特定非営利活動法人 加西市体育協会
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	1 億 4,797 万 9,000 円 (5 年間：税込)

問 自主事業について、どのような指導を管理者に対し行っているのか。

答 現在、加西市体育協会で実施されている自主事業としては、卓球教室とロマンの里ウォーキング等です。そのほか、各種スポーツ団体の取りまとめをされていることから、野球教室やテニス教室等の事業を行っていただけないか協議しています。

議案第 96 号 指定管理者の指定について (加西市立善防園)

指定管理者	社会福祉法人 加西市社会福祉協議会
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	5 億 4,854 万 4,000 円 (5 年間：税込)

問 このたび工賃の問題があったが、指定期間が 5 年に延長されることを含め事業内容等のチェックを強化していくのか。

答 利用者の声を市民の声として行政で受け止め、しっかりと善防園の運営に反映していけるように、県の指導の範疇である運営面についても、市としてできるだけ積極的に関わっていきたいと考えています。

問 評価点を改善していく方策について。

答 運営自体が前例踏襲型であったので、改善していく前向きな姿勢を示すこと、施設が開設して30年経ち老朽化が進んでおり、気が付いたところは修繕等の改善をすること、利用率が上がったことで得た収益をしっかりと利用者に還元することなどの観点から、少し厳しく評価しました。指定管理の期間が長くなる分、自分の施設であるという思いを持って取り組むように、指導していきたいと考えています。

**議案第 97 号 指定管理者の指定について
(古法華自然公園研修施設)**

指定管理者	株式会社 清光社
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	3,952 万円 (5 年間：税込)

問 地域の NPO 的な団体に指定管理を委ねていくことの検討があったのか。

答 古法華自然公園の所在する賀茂地区ふるさと創造会議において、指定管理者について検討していただきましたが、今回は指定管理者を受けることに至りませんでした。地域の財産を、地域の方々の手によって守り、管理運営していくことが理想ですので、市としては、地域の団体が指定管理を担える方向へ進んでいくよう、取り組んでいきたいと考えています。



**議案第 98 号 指定管理者の指定について
(加西市都市公園)**

指定管理者	神姫バスグループ共同事業体 代表団体 株式会社 ホープ
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	8,440 万 6,000 円 (5 年間：税込)

**議案第 99 号 指定管理者の指定について
(加西市史跡公園)**

指定管理者	株式会社 清光社
期 間	5 年 (H31.4.1 ~ H36.3.31)
管理料	4,143 万円 (5 年間：税込)

問 民間の事業者にとって収益をあげにくく、指定管理に対し手を挙げにくい状況であるならば、市の直営で他に委託し管理していくこと等が考えられるが、管理料も含めた効果等について比較して、今回も指定管理とするという結果になったのか。

答 玉丘史跡公園の管理に要する費用が最も大きくなるものは芝生管理です。今回の金額でこの広い面積の芝生を管理するというのは、他の委託等では大変難しいことから、今回も指定管理としました。



玉丘史跡公園

補正予算

**議案第 102 号 平成 30 年度加西市一般会計
補正予算 (第 3 号) について**

- 【歳入】**
- ・基金費寄附金 (2 億 50 万円)
ふるさと納税及び社会福祉対策寄附金の増
- 【歳出】**
- ・一般管理費 (1 億円)
ふるさと納税の増加に伴う報償費等の増
 - ・児童福祉施設費 (3,290 万円)
年度途中退職者の補充等に伴う公立保育所
アルバイト賃金等の増
 - ・農地費 (850 万 8,000 円)
県営ため池等整備事業にかかる負担金の増

問 ふるさと応援基金について。

答 寄附を受けたふるさと納税は、ふるさと応援基金に全額繰入れした後、半額を返礼品、包括業務委託料の経費に充当し、残りの半額を施策に充当する仕組みにしています。このたびの補正では、基金として繰入れた額の半分相当を必要経費に充当するため基金から繰り出しています。年度末にふるさと納税の額が確定し、かつ寄附者が選択された使途の内訳が確定した段階で、各施策に充当する金額を基金から繰り出す予定であるため、施策への充当はまだ行っていません。

問 ため池等整備事業について。

答 ため池の耐震工事での農家負担はなくなりましたが、下流域に公共施設や民家密集地がある防災重点ため池を優先する国の方針を勘案しながら、工事を実施するため池の選定や順位付けを行っていくことになると考えます。

問 こども園等の年度途中での正規職員の退職について。

答 職員が不足しているなか、年度途中での退職は、避けなければならないことと認識しています。今後、職員が持続的に働ける環境整備に努めていきたいと考えています。

討 論

討論とは、表決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することです。(発言順に掲載)

議案第 89 号 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

可決 (賛成 11、反対 3)

市長就任以降、職員のミスが続き市長も認めておられるが、そのたびに市長の給与をカットすることについては納得いかない。また市長だけでなく副市長にも責任があるのではないかと考える。もっと身を切る改革が必要であるとともに、業務体制の是正も含めた思い切った改革により職員を牽引していただきたい。市長として全職員に対する厳しさが無い限り、ミスはこれからも続くと考えます。

反対



黒田秀一 議員



長田謙一 議員

賛成

組織の頂点に立つ者としては当然のことと考える。しかし、今回行事への出席が遅れた原因は、連絡不足、確認不足の初歩的ミスであり、報告、連絡、相談、「報・連・相」の確立ができていないと考える。できる限り事務処理ミスをなくすよう職員一丸となって検討すべきである。今回の給与カットについては、これも市長としてのけじめと考える。今後はしっかりとガバナンスの構築に向け、確実な仕事ができるよう襟を正していただきたい。

開会時間に遅れたならば、謝れば済む話であり、給与カットという話ではないはず。なぜ、素直にその場で参加者に謝らなかったのか。そういうところに市長の傲慢さを感じずにはいられない。過去3回の事務処理ミスでは、再発防止に取り組むと言いつつも、なお調整不足などと言っていることにはあきれられる。市長が給与をカットしても、ただの自己満足に終わっているだけであり、責任をとったことにはなっていない。

反対



深田真史 議員

意見書案

意見書案第1号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書

可決 (全会一致)

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号、さらには北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。海水温上昇によるスーパー台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70～80%に引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、防災・減災に対する取り組みを最大限加速させる必要がある。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。

このことから、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理を更に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震や山崎断層帯地震などの大型地震に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要な予算措置を講ずること。
- 2 平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策等に必要予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 「国難」をもたす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全などを回避するために必要となる強靱な交通ネットワークの整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

兵庫県加西市議会

第272回 加西市定例会議決結果一覧

平成30年12月3日～12月21日

■賛否の分かれた議案（採決順に掲載）

○…賛成 ×…反対

議案	深田真史	丸岡弘満	原田久夫	中右憲利	長田謙一	衣笠利則	松尾幸宏	植田通孝	黒田秀一	井上芳弘	三宅利弘	森元清蔵	織部徹	森田博美	土本昌幸	議決結果
議案第89号 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について	×	○	○	○	○	議長	○	×	×	○	○	○	○	○	○	原案可決 (賛11、反3)
議案第110号 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	×	○	○	○	○	議長	○	×	○	×	○	○	○	○	○	原案可決 (賛11、反3)
議案第111号 平成30年度加西市一般会計補正予算(第4号)について	×	○	○	○	○	議長	○	×	○	×	○	○	○	○	○	原案可決 (賛11、反3)

■全会一致で適任と答申、同意、可決した議案

- 諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第90号 加西市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第91号 加西市生活困窮世帯等の児童に対する一時金支給に関する条例の制定について
- 議案第92号 玉丘史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 加西市議会議員及び加西市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び加西市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 指定管理者の指定について（加西市民会館）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（加西市体育施設、加西市ランドマーク展望台）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（加西市立善防園）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（古法華自然公園研修施設）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（加西市都市公園）
- 議案第99号 指定管理者の指定について（加西市史跡公園）
- 議案第100号 市道路線の認定について
- 議案第101号 字の区域の変更及び字の廃止について
- 議案第102号 平成30年度加西市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第103号 平成30年度加西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第104号 平成30年度加西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第105号 平成30年度加西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第106号 平成30年度加西市農業共済事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第107号 平成30年度加西市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第108号 平成30年度加西市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第109号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 委員会提出議案第1号 加西市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 委員会提出議案第2号 加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 委員会提出議案第3号 加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議員提出議案第1号 議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 意見書案第1号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書

議会基本条例の検証

～市民に信頼される開かれた議会を目指して～

1 経緯

平成22年6月に議会基本条例を制定しました。4年後の平成26年にこの条例の達成状況について1回目の検証を行い、今回、平成30年度当初より2回目の検証に取り組みました。

2 検証経過

4月より議会運営委員会を7回開催し、条文ごとに達成度や現状及び課題を確認する検証シートを作成して、改善すべき項目を洗い出し、その対応策について協議を重ねてきました。

3 検証結果

改正が必要となった条文は、12月議会で改正案を提出し、全会一致で可決しました。

①加西市議会基本条例の改正

条項	改正前	改正後
(議員の活動原則) 第5条第2項	議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を尊重しなければなりません。	議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を尊重します。
(市民参加及び情報公開) 第6条第2項	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めます。	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信します。
(議決事項の追加) 第11条	(5) 障害福祉計画	(5) 障害福祉計画・障害児福祉計画
(議員の政治倫理) 第18条第1項	議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。	議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動します。
(見直し手続) 第22条第1項	議会は、一般選挙を経た任期3年経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。	議会は、一般選挙を経た任期2年経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。

②加西市議会委員会条例の改正

(常任委員の所属)：議会基本条例第4条、委員会の活動原則の検証による見直し(次ページ参照)

(傍聴の取扱)：議会基本条例第6条、委員会の情報公開の検証による見直し

条項	改正前	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条第2項	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、総務委員会及び建設経済厚生委員会の所管は、予算決算委員会の所管する事項を除く。 (3) 予算決算委員会 15人 一般会計の予算及び決算に関する事項
(傍聴の取扱) 第16条第2項	委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。	委員会は、原則として公開する。

③加西市議会会議規則の改正……議会基本条例第9条第2項、一問一答方式の検証による見直し

条項	改正前	改正後
(質疑の回数) 第56条	質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を越えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。	質疑の回数は、制限しない。ただし、議長は、必要があると認めるときは、回数を制限することができる。

予算決算常任委員会を設置します

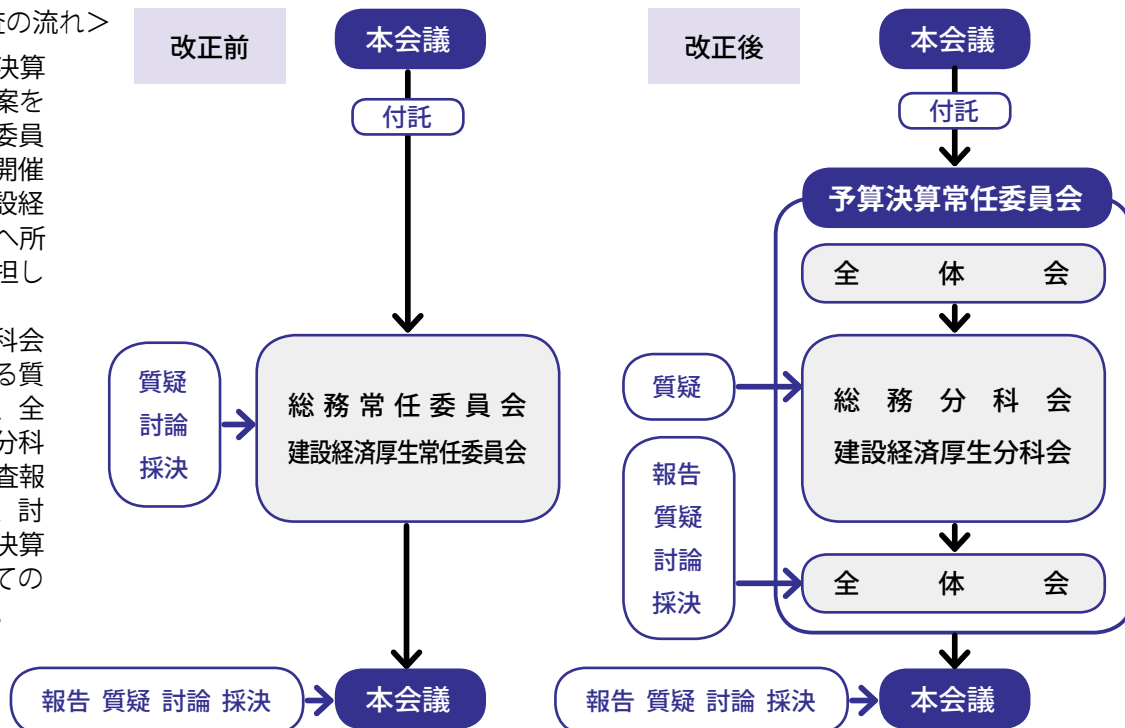
12月定例会で「予算決算常任委員会」を設置する条例改正を行い、平成31年3月定例会から、この委員会による審査を開始することになりました。審査の対象は、一般会計の当初予算、補正予算、決算です。

これまで、予算や決算の議案は、それぞれ所管する常任委員会に分割付託していましたが、1つの委員会で一体的に審査することになります。

<予算・決算審査の流れ>

本会議で予算決算常任委員会に議案を付託した後、全委員による全体会を開催して、総務、建設経済厚生分科会へ所管する事項を分担します。

そして、各分科会で、議案に対する質疑が行われた後、全体会を開催し、分科会審査報告、審査報告に対する質疑、討論を経て、予算決算常任委員会としての採決を行います。



12月定例会において議員提案による条例が制定されました

議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例（要旨抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、加西市議会議員の職責及び加西市議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が、市議会の会議を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が疾病等により、市議会の会議を長期欠席したときの議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、市議会の会議を欠席した日から市議会の会議に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

欠席期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、欠席期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月があるときの期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の高い方の割合を適用する。

行政視察の実施報告

建設経済厚生常任委員会

日程 平成30年11月7日(水)～8日(木)

視察先 ・社会福祉法人^{ゆうげんかい}邑元会しびらき
(埼玉県さいたま市)
・埼玉県春日部市

◇社会福祉法人^{ゆうげんかい}邑元会しびらき

視察項目 障がい者の就労支援の取り組みについて



内容 地域との共存をめざした就労支援として地元商店街の名前「新開」をそのまま事業所名「しびらき」とし、地域住民との共存を打ち出し商店街の空き店舗に「ベーカリーカフェしびらき」「ひとつながるカフェ」をオープンしている。また、遊休農地を利用した「しびらきファーム」でのいちごやしいたけのハウス栽培、農園での野菜栽培等を行い、上記店舗で販売している。いちごハウスでは、いちご狩りやイベント等により地域との交流が行われている。利用者は事業所に専属ではなく選択して働くことができる。

所感 屋内で作業をする就労支援施設と違い、お客様と接する機会も多く、入所施設とショップと

の往復の機会に市民の方とのふれあいがある。まさに障がい者と住民が共存し当たり前のように交流する、理想的な福祉のまちづくりが行われている。

◇埼玉県春日部市

視察項目 春日部市シティセールス戦略プランについて

内容 市民が「わたしたちのまち」と誇りを持ち、まちへの愛着を育むことを目指す(シビックプライドの醸成)。そして、まちの良さが中から外に広がっていくことで、市外の人からも「選ばれるまち」になることを目指している。具体的事業などを示す行動計画は、市民・関係団体と市とが意見交換を通じて策定。その後、第1次戦略プランを検証し、市内向けのPR活動については、課題が残る部分もあるが、事業を一つずつ丁寧に実施してきたことで一定の効果を上げている。今後は市外向けのPRを意識した戦略へと発展させる方向性のもと、第2次シティセールス戦略プランを策定している。

所感 加西市においても平成29年3月に「加西市シティプロモーションビジョン」を策定しているが、体制の確立として、春日部市も行っているシティセールスに賛同する市民・団体・企業によるサポーター制度は早急に取り組むべきである。

総務常任委員会

日程 平成30年11月12日(月)

視察先 兵庫県神崎郡神河町

視察項目 観光施策について

内容

スキー場建設を発想するに至った経緯等

- ◎かんぼの宿を引き継いだ峰山高原ホテルリラクシアを指定管理者制度で経営しようとしたが、経営の行き詰まりから指定管理者が相次いで撤退。原因は冬場にお客さんがほとんど来ないこと。
- ◎閉館を考えたが、県立自然公園内にあるということで閉館も困難。そこで指定管理者を一般公募し、プロポーザルにより(株)マックアースを採用。(株)マックアースは冬営業対策としてスキー場建設を提案した。
- ◎担当者によりスキー人口の推移、気象条件等を調査分析した結果、スキー場事業については収益も見込め、波及効果も大きいと判断、町幹部での協議の結果、事業推進を決断した。
- ◎その後県知事との直接協議により県の全面支援を取り付け、事前環境調査予算の議会承認、兵庫県環境審議会の承認及び自然公園計画の変更承認を経て設計・工事・完成・スキー場オープンとなった。



スキー場を中心とした現在及び将来の観光戦略

- ◎スキー場は3コースある本格的な規模にこだわった。ターゲットは初心者、ファミリー層。またレンタル事業を充実させ、何も用意しなくてもスキーを楽しめる施設とした。
- ◎雪不足対策として人口降雪機を15台設置。
- ◎平成29年度のスキー場の集客は6万人以上と大成功だったが、それ以外の観光施設の入込者数が伸びてないのでスキー場利用者による他の観光施設及び商工業への波及効果が図れるよう誘導していく。
- ◎指定管理者からは次のステップとしてDMO(官民などの幅広い連携によって地域観光を積極的に推進する法人組織)展開を提案されており、観光協会の組織強化も含めて、官民共同及び隣接市町との連携による大きな展開を図り、神河町だけでなく国道312号沿線市町全体の観光入込者数の増大を目指す。

所感 指定管理者から10年間、毎年3,000万円を施設使用料として町に支払うという契約をしている。10年経過後も指定管理者から町への入金を予定しているとのことで、観光事業のいい見本であると思う。また、官民の連携や近隣市町、関係する市町と連携して観光戦略を展開していくことは、これからの加西市にとって、重要なことであると考えている。

12月定例会

一般質問

12月11日、12日の本会議では、9名の議員が一般質問を行い、市政全般にわたり活発な議論が展開されました。
主なものを紹介します。(発言順に掲載)

審議の様子は、インターネット中継や会議録検索システム(2月下旬掲載予定)にてご覧いただけます。



県道・市道の整備について



織部 徹 議員
(21 政会)

問 県道下滝野市川線の馬橋以東の山田町、馬渡谷町へ歩道を含めた整備を続けていただけるとなれば、南側に歩道が設置されることになるが、宇仁地区からは歩道が北側に設置されている。歩道の接続等について不都合を生じると考えるが、どのように整備する予定か。

答 歩道の南側から北側への切り替えについては、地域の皆様のご意見をお聞かせいただきながら、計画案を提示させていた

だきたい。

問 県道野上河高線の中国道に架かる高架橋の手前から、西の小印南町に入る三差路までの道路の拡幅について検討していただいております。この整備については、距離が長いこともあり、北側の土地を購入しなければ整備はできないと考えるが、土地については売却していただけることになっているのか。また予算の要望はされているのか。もし予算要望の全額を確保できなかった場合でも、東側から予算の範囲内において整備していただけるのかお聞きしたい。

答 加東土木事務所では、平成29年度に現況測量を既の実施されており、路肩ののり起こしなどを検討されています。予算要望し事業費が確保できれば、土地

所有者の方と調整しながら、用地測量などの作業に着手したいとのことです。予算確保を待って、安全に十分留意し、地域の皆様と調整しながら事業を進めていきたいとのことです。

問 県道下滝野市川線と市道豊倉日吉線の交差点は、満久町、島町、西野々町の児童が横断する場所だが、横断歩道がない。この場所は三差路で交通量も多い。横断歩道の設置が必要と考えるがいかがか。

答 横断歩道の必要性は認識していますので、加西警察に要望していきたくと考えます。

■その他の質問項目
・中高連携について

五百羅漢の維持管理等について



中右 憲利 議員
(21 政会)

問 羅漢寺と五百羅漢は基本的に別物とのことだが、五百羅漢はどこが所有し、どのような維持管理体制となっているのか。

答 市は、五百羅漢保存委員会と連携し維持保存活動をしています。五百羅漢の所有を特定するのではなく、北条町民有志から市民に受け継がれた財産であるという理念のもと、五百羅漢保存委員会が維持管理をしています。

問 現在、五百羅漢保存委員会が主体となり維持管理、イ

ベント等行い、日常的な管理業務は、羅漢寺の住職さんをお願いしているが、住職さんもご高齢であり、五百羅漢保存委員会も維持管理の主体として活動することが難しくなっている。市や地域全体が主体の維持管理体制を考えるべきではないか。

答 毎月一回、市が事務局となり五百羅漢保存委員会を開催し、イベント企画運営や石仏の保存修理等協議しています。今後の維持管理体制もこの会議の中で話し合うことが最善と考えます。

問 拝観料収入が急激に落ち込んでいるが、拝観者数の増加等、今後の活性化策について。

答 ビジネスホテルから徒歩で市街地を周遊できるよう観光まちづくり協会が「加西北条ぶらぶらマップ」を作成し、旧北条

市街地から五百羅漢を回る散策コースを推奨しています。また、いこいの村はりまと連携し、五百羅漢ライトアップ時には宿泊客をバスで送迎していただいています。外国人観光客の対応は、平成30年11月から市内在住の外国人の方に観光アンバサダーとして、観光名所やイベント情報をSNS等で発信していただいています。

問 五百羅漢の案内看板等について。

答 現在、五百羅漢保存委員会で作成中の大きな羅漢さん3体を、北条ならの実こども園北側の歩道に設置し目印にできるよう、道路管理者と協議しています。

■その他の質問項目

- ・北条高校の活性化について
- ・加西市の福祉施策について

西村市政の2期目4年間と今後について



森元 清蔵 議員
(21 政会)

問 4年間の市政取り組みと成果への思い、今後の加西市の課題解消に向けて、次期市長選の出馬の意向は。

答 (市長) 5月の市長選挙に3選を目指して立候補することを決意いたしました。2期8年間の市政を皆様とともにしっかり総括し、新たな4年間に向かって挑戦していきたいという考えに至りました。

1期目の私の任は、対話と協調により地域の人々の思いが伝わ

る、市民のための市政を行うことでした。行政体としての加西市と市内の団体、個人とのきずなを丁寧に修復し、国や県行政との関係性の改善に努めました。

2期目は、新たな事業へのチャレンジでしたが一定推進できたことは、支援協力していただける個人や各種団体との関係性の構築が大きかったと思っています。平成27年度実施の播磨国風土記1300年祭と平成28年10月に制定した「気球の飛ぶまち加西条例」は、加西市の知名度を上げる大切な事業です。平成29年度には全地区で、ふるさと創造会議が設立されました。持続可能なまちづくりの推進には、まず住民主体の地域力が必要であり、地域の課題を地域で共有し、解決していく仕組みをつくることができました。

取り組みの成果として、1つ目にふるさと納税です。開始の平成

20年度と比較し、平成29年度は件数で388倍、金額で109倍の6億3,000万円です。収入の増加だけではなく、返礼品が地場産業の活性化を生み出しています。2つ目は、人口統計で平成10年度以降、毎年200人以上の社会減であったものが、平成28年度は93人の減、平成29年度は21人の減、平成30年度は11月末時点で161人の増となっています。3つ目は、住みよさランキングで平成22年、全国市区中558位でしたが、平成30年は、120位(814の市区中)です。

現在進めている3つの事業、インター周辺の産業団地の創出、鶉野飛行場跡地周辺の整備、旧市街地の活性化については、加西市の将来を左右する重要な課題です。これらの進捗が誰の目にも見えるように、引き続き市政を担えるよう挑戦したいと思っています。

太陽光発電施設について



長田 謙一 議員
(21 政会)

問 太陽光発電施設設置の安全対策は近隣住民に説明はされているか。

答 加西市開発調整条例により、事業区域が 1,000 平方メートル以上の場合、地元との協議を実施するよう指導しています。また、事業区域が 3,000 平方メートル以上の場合、地元説明会の開催を義務付けています。特に防災面、管理面については丁寧な説明を行うよう指導するとともに、説明会の議事録の添付を義務付け、

内容の確認を行っています。

問 太陽光発電施設の斜面設置は環境破壊と考えるが。

答 県の設置基準では、地盤の勾配、のり面の保護、排水施設の設置、工事中の災害防止等のルールが決められています。具体的には、のり面の勾配は 30 度以下、森林の伐採は必要最小限度にとどめること、緑化による適切な景観整備等です。斜面への太陽光発電施設設置は、市も事業者に対し県の設置基準に基づき、景観に配慮した調整を行っています。なお、病院南側の発電施設設置場所の勾配について計測し、基準どおり 30 度以内であると確認しています。

問 市独自の設置条例を制定してはどうか。

答 県下では、神戸市が防災に重点を置いた太陽光発電施設の条例を制定しています。また、三田市も環境面に重点を置いた条例の制定を目指しています。現在、加西市の太陽光発電施設設置につきましては、県条例及び加西市開発調整条例に基づき、事前協議の届け出や地元協議の指導を行うことで、事業内容の改善も行われており大きなトラブルの発生に至っていません。他市の先進的な取り組みも調査しながら、加西市の実情に応じたルールづくりを検討したいと考えています。

■その他の質問項目

- ・ 自然災害に対しての安全安心について
- ・ 空き家対策について

公務員の人件費について



深田 真史 議員
(市民連合)

問 人事院勧告に準じ、加西市でも平成 26 年度以降、市職員の月給、ボーナスの引き上げが行われてきた。加西市の職員一人当たりの月給と年収、総人件費の推移はどうなっているか。

答 加西市の職員給与は、25 年度からのデータで見ると、25 年度は平均月額が 33 万 7,161 円 (平均 42.9 歳)、29 年度は 33 万 2,678 円 (43.2 歳) です。また、年収ベースでは 25 年度は約 605 万円、29 年度は 653 万円です。また、正職員に非常勤職員を含め

た総額で見ると、25 年度は 32 億 1,868 万円、29 年度は 34 億 1,988 万円となっています。

問 加西市内の民間企業との較差について。国家公務員の給与が上がれば、地方公務員の給与も上がるようになってきているが、加西市の職員である以上、加西市の住民のほうを向いて仕事をするもの。その認識は。

答 民間給与の資料がないため、参考までに 29 年度工業統計調査によると、加西市内の従業者数 30 人以上の事業所では、常用雇用者 (正社員、アルバイト、有給役員を含む) の平均は 527 万円です。市職員 (正職員) の平均は 653 万円であり、差があります。それだけに市職員は市政に対し責任を持ち、地域経済も含め市全体の牽引者として対応していかなばらならないと考えています。

問 財政状況の考慮について。病院の経営は厳しく、インター周辺整備等も控えており、多額のお金を必要とすることは目に見えている。

答 財政状況と職員給与は一体で考えるべきではないと思います。特に、人事院勧告は機械的に処理するべきと考えます。人件費をカットすると、職員の士気は下がり、優秀な人材は来なくなり、ひいては加西市の地盤沈下につながりますので、別に考えるべきだと思います。

■その他の質問項目

- ・ 加西市内の高校の今後について
- ・ 加西病院の今後について
- ・ 加西インター周辺の産業団地整備について
- ・ 防衛施設周辺整備事業について

ふるさと創造会議・加西市公共交通について



原田 久夫 議員
(21 政会)

問 加西市が求めるふるさと創造会議について。

答 市内全地区にふるさと創造会議が立ち上がり、設立後5年目を迎えるところもありますが、これからは地域課題に目を向けた取り組みについて支援していくことを考えています。

またその先には、自らの地域でできることは地域で解決していき、行政が取り組むべき課題と地域で取り組む課題を話し合いな

がら、将来的には法人格を得るとともに、行政事務を担っていただけるような組織づくりのための支援を行っていきたいと考えています。

問 南部地域への地域主体型公共交通計画について。

答 加西市地域公共交通網形成計画で定める、目指すべき公共交通ネットワークの一つとして位置付け、地域での導入検討を推進していくことを考えています。

今後、高齢化の進展により交通弱者がますます増加するため、導入に向け検討していただける地域がふえると考えています。

検討される場合、地域主体型交通導入の手引きに関する説明やアンケートの実施、集約についてのアドバイスなど、導入に向けた支

援を考えています。

そして運行路線や運行方法、運転者の確保、地域内の体制づくりなど、地域の実情に合う持続可能な交通とするため、公共交通活性化協議会における専門家の意見を踏まえた相談支援を考えています。

さらに、地域主体型交通を実施する際には、車両の導入、車検費用など、維持管理に関する財政的な支援、また安全運転に関する支援なども考えています。

加西市の南部地区については、北条鉄道や路線バスなど、既存の公共交通が存在する地域となりますので、相互の役割分担をしっかりと図りながら、自動車を使用できない方の移動ニーズに応えられるような、地域主体型交通の導入の推進を図っていきたいと考えています。

安全・安心の町づくりについて－認知症高齢者の対応－



土本 昌幸 議員
(公明党)

問 認知症高齢者のスマホを活用した検索に関し、システムの状況と今後の計画についてお聞きします。

答 平成30年11月4日に通信系企業との共同の取り組みとして、北条地区において、ふるさと創造会議を初め地域の方々や加西市老人クラブ連合会、小学校PTA等の協力を得て、高齢者や子供の行方不明者検索時間の短縮、早期発見に向けた検索システムの検証実験を実施しました。内

容は、近距離無線通信の発信機を持った行方不明者役の高齢者や子供を、協力者がスマホに「見守り支援アプリ」をインストールし、探知した情報から行方不明者を探し、通報するというものです。5名を各ブロックに配置し、2時間15分～20分を目標に探し出し、想定よりも1時間程度早い約1時間15分で、全てのブロックにおいて探し出すことができました。

問 GPSを使用したものは費用が高額になると聞きましたが、このシステムは低額であり、ぜひとも進めていただきたい。また、他市との連携により範囲が広がり、大きな成果が期待できると考えるが、その方向性をお聞きします。

答 検証実験に参加していただいた方の評価もよかったことから、市民の方々に協力いた

くための検索ネットワークをつくり、検索情報を発信するアプリの提供を行い、平成31年度中に実用化できるように進めていきたいと考えます。また、この結果を他の市町にも発信し、このシステムの利点を生かして、より多くの市町で同様のシステムを確立していただくことで、行方不明先が遠方、他市町に及んだ場合でも対応できるように進めていきたいと考えます。

要望 皆さんが協力して行うところに価値があり、是非とも取り組みを進めていただきたい。

■その他の質問項目

- ・ 新年号及び消費税10%対応について
- ・ 観光振興について
- ・ 鶉野飛行場跡地の活用条例の制定について

多機能型障害福祉サービス事業所「善防園」について



丸岡 弘満 議員
(自民の風・誠真会)

問 「善防園」サービス利用者の評価集計表の中身を見て驚愕している。この評価集計表の確認をさせていただいたと思うが、生活介護と就労継続支援 B 型の方々の作業評価や受け取る工賃は、どのような規定で決めているのか。

答 障害者総合支援法の基準にのっとり、事業収入から必要経費を控除した額を利用者の作業時間等の基準に基づいて、工賃として基本的には支払をしていると考えています。

問 基本的にはそのように支払われているとのことだが、実際、基準に基づいて支払われているのか。

答 先般、情報提供としてお見せいただきましたサービス利用者の評価集計表によりますと、作業時間、作業内容等に加え、他の項目もあります。その項目につきましては不適切な点もあると考えます。

問 このような評価の仕方が、就労継続支援 B 型や生活介護の方の目的や将来へ向かって利用者の方を導くための評価になっているのか。また、不適切な評価が何年もされており、いずれの職員が担当しても、評価に違いが出ない客観的な価値観による評価がなされるべきところを、主観が入り過ぎているのは問題である。社会福祉協議会へ評価の見直しをお願いしたい。

願いたい。

答 ご指摘の評価項目につきましては、非常に主観が入るもので不適切であると考えます。本来、指導権限は県にあります。市は、社会福祉協議会へ指定管理者の指定を行っている責任があり、情報提供をいただいた日に、社会福祉協議会、「善防園」へ出向き厳しく指導を行い、すぐに改善するという回答を得ています。今後は、県とも相談しながら進めていきたいと考えます。

■その他の質問項目

- ・ 鶉野飛行場跡地利用について
- ・ 消防団からの要望について
- ・ 医療的ケア児について
- ・ 障がい者雇用について
- ・ 認知症者の行方不明者対策、地域包括支援センターについて

消費税増税と地域経済への影響について



井上 芳弘 議員
(日本共産党)

問 インボイス方式になると経過措置はあるものの、小規模な免税業者は課税業者を選択するか、廃業かいずれかになると考える。日本商工会議所の調査でも、免税業者の 9.2% の人たちが廃業を検討しているという。商工会議所などはこのインボイス方式に反対されていると思うが。

答 インボイス方式とは、課税事業者が発行する請求書や納品書に記載された税額のみを控除できる方式です。消費税の公平性や信頼性を高めるという見方の

一方、非常に煩雑で経費もかかり、場合によっては取引からの排除も懸念され、小規模零細業者には多大な影響が予想されます。

問 後継者不足等もあり、家族経営の事業所が廃業されている。加西市は尼崎市に次いで物づくりの下請け業者の比率が高いまちであったが、最後のとどめを刺すことにならないかと考える。対策についてお聞きする。

答 小規模事業者にとっては、事業の継続性にかかわる大きな問題です。場合によっては廃業を選択する事業所が出てくるとことは十分考えられます。国に対しては積極的な支援策を期待していますが、国任せではなく市においても特に小規模事業者に支援していきたいと考えます。具体的には事業持続化を支援する補助制度の創設、小規模事業者に手厚

い融資制度の実施など対策を講じたいと考えています。

問 報道でもポイント還元的方式が二転三転している。景気は緩やかに回復基調と言われるが、この間の状況はよくない。増税そのものに反対をしていく必要があるのでは。

答 (市長) 国の税の在り方というのは大変重要だと思っておりますが、国の制度について言及するのはふさわしくないと考えています。個人的な考えはありますが、差し控えたいと思います。

■その他の質問項目

- ・ 消防団活動について
- ・ 老人福祉について
- ・ 外国人労働者への支援について
- ・ 就学前教育について

市議会トピックス

■ 現地視察の実施報告 **建設経済厚生常任委員会**

● 鴨谷配水池視察（平成 30 年 10 月 22 日）

平成 30 年 6 月に完成した鴨谷配水池（容量 1,600m³）を視察しました。県の水道用水を供給するための施設で、平成 34 年度の共用開始を目標に、今後、ポンプ場等の整備が進められる予定です。



■ 傍聴のごあんない

委員会の傍聴は、これまで委員長の許可が必要でしたが、本会議と同様に許可をとることなく、傍聴していただけるようになりました。

委員会が開催される当日に、議会棟 2 階の議会事務局で傍聴人受付簿に、住所、氏名を記入の上、3 階の委員会室にて傍聴してください。

■ 平成 31 年 3 月 加西市議会定例会の予定

月 日	時間	会 議
2月27日(水)	9:20	議会運営委員会
	9:40	議員協議会
	10:00	本会議（提案説明等）
3月1日(金)	15:00	発言通告期限（質疑・一般質問）
3月7日(木)	9:20	議会運営委員会
	9:40	議員協議会
	10:00	本会議（質疑・一般質問）
3月11日(月)	9:20	議会運営委員会
	9:40	議員協議会
	10:00	本会議（一般質問）
	松議7後	予算決算常任委員会（全体会）
3月12日(火)	10:00	本会議（予備日）
3月13日(水)	9:00	総務常任委員会 （議案審査）
	議案7後	予算決算常任委員会総務分科会 （一般会計予算審査）
3月14日(木)	9:00	建設経済厚生常任委員会 （議案審査、特別・企業会計予算審査）
	議案7後	予算決算常任委員会建設経済厚生分科会 （一般会計予算審査）
3月15日(金)	13:30	予算決算常任委員会総務分科会（予備日）
3月18日(月)	9:00	建設経済厚生常任委員会 （議案審査、特別・企業会計予算審査）
	議案7後	予算決算常任委員会建設経済厚生分科会 （一般会計予算審査）
3月22日(金)	9:00	予算決算常任委員会（全体会）
3月26日(火)	9:20	議会運営委員会
	9:40	議員協議会
	10:00	本会議（委員長報告・討論・採決）

■ 請願・陳情について

請願書・陳情書はいつでも提出できますが、受付日によって審査が次の定例会になることがあります。

3月定例会での取り扱いを希望される場合は、平成 31 年 2 月 19 日（火）17 時までにご提出ください。

加西市議会ホームページのご案内

これまでに発行された議会だよりや本会議、委員会の映像、会議録もご覧いただくことができます。

ぜひ傍聴にお越しください!



議会中継
（ライブ・録画）は
加西市議会HPへ



発行 加西市議会
編集 議会だより編集委員会

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000
[TEL] 0790-42-8790 [FAX] 0790-43-1810
[email] gikai@city.kasai.lg.jp

議会だより編集委員会

委員長 森元 清蔵
委員 植田 通孝
委員 三宅 利弘

副委員長 井上 芳弘
委員 松尾 幸宏
委員 森田 博美